

会議の概要

会議の名称	令和6年度 第2回 あま市人権施策推進審議会
開催日時	令和6年7月29日(月) 午後2時から午後3時まで
開催場所	あま市役所庁舎 2階A会議室
議 題	あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉について
会議資料	資料1 あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱(案)〈概要〉
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	公開
傍聴人の数 (公開した場合)	なし
出席委員	加藤 美由紀 横井 公雅 渡辺 雅樹 近藤 哲夫 服部 光雄 鈴木 正夫 吉田 憲司 村上 千代子 吉川 朝博
欠席委員	なし
事務局	人権推進課長 飯尾 新也 主 幹 堀田 久美子 課長補佐 中島 康晴 係 長 加藤 昌也

議事内容

議題 あま市ファミリーシップ宣誓制度要綱（案）＜概要＞について	
事務局	(資料に沿って説明)
委員	確かはじめは、「ファミリーシップ制度」という名称だったと思うが。「ファミリーシップ宣誓制度」との違いはあるのか。
事務局	県内では、「宣誓制度」が付いた名称が多く、愛知県の制度もファミリーシップ宣誓制度。県に倣って、あま市ファミリーシップ宣誓制度にさせていただいた。
委員	「ファミリーシップ制度」も「ファミリーシップ宣誓制度」も同じということで理解した。 住民票の省略とあるが、少し心配がある。住民票で、結婚していないという確認が必要だと思うが、市民課から結婚していないという証明が出るのか。若しくは、住民票から読み取ることができるのか。
事務局	住民票は住所地の確認をするためのものである。婚姻の確認は、独身証明書等を提出してもらい確認する。
委員	理解した。 オンライン宣誓について、オンラインは声だけか。顔の映像もあるのか。
事務局	映像及び音声の送受信となる。
委員	事実婚は含むのか。
事務局	事実婚は含む。
委員	事実婚でない場合は含まないのか。事実婚は届け出をしないから、事実婚かわからないままファミリーシップであると認めてしまうという心配がある。
事務局	婚姻と同じで、1人の人としてしか宣誓はできないということ。
委員	心配なのは、事実婚の関係にある人以外の人とファミリーシップを認めることになるのではないかということ。
委員	事実を隠して事実婚の関係にある人以外の方と、というのはファミリーシップに関わらず婚姻についても一緒では。
委員	事実婚のような関係にある人がいながら、別の人とファミリーシップの宣誓はやろうと思えばできる。実際、申請があったときに調査をしていただければ。
事務局	そういう可能性もないというわけではないとは思いますが、ただ、先ほど言われたとおり、これは宣誓していただく制度なので、お互い誓い合っ、行政に宣誓していただく。

委員	慎重にやっていただきたい。
事務局	書類を提出してもらい、婚姻されてないということも確認させていただく。基本的には宣誓される方を信頼して証明書を出すという制度でご理解をいただきたい。
会長	この制度の中の要綱に準じて対応していただきたい。
事務局	これから具体的に、実際の要綱の条文を作っていく。概ね本日の概要の内容となる。
委員	<p>第4条「自ら記入できない事情があると認めるときは、双方立会いの下で他の者の代筆を可とする。」とあるが、どういう人を想定されているのか。</p> <p>第5条オンラインの件、AIによって人の顔をすり替えられることがあったりする。必要書類の提出方法を郵送でもいいとすると、顔を見ないまま書類だけで手続きが進むということになるのか。</p> <p>もう1つ、本日の参考資料を見ると、オンラインによる宣誓ができる自治体が非常に少ないので、オンラインによる宣誓をやらない理由の情報を掴んでいたら教えていただきたい。</p>
事務局	<p>第4条は、怪我をして字が書けない、障害をお持ちで書くことが困難という方を想定して代筆を可とさせていただいた。</p> <p>第5条のオンラインによる宣誓については、ウェブ会議システムを使用して宣誓ができるというもの。事前にパスワードを送受信し、そのパスワードを入力して会議に参加できるとシステム。AIが会議中の映像をすり替えることが可能かということについては把握していない。</p>
事務局	<p>ウェブ会議システムにおける人の顔がすり替えられたという事例は確認していない。</p> <p>宣誓は、パソコンの画面を通し、対面で行う。宣誓は、必ずお二方揃って、宣誓書に記載していただき宣誓をしていただく。ウェブ会議システムに組み込まれるAIの将来については未知だが、現在はこれらのツールを使用することに問題は無いと考えている。</p>
事務局	書類提出については、事前に郵送等で本人確認書類等を提出してもらい、宣誓する当日のオンラインで本人の確認を行うことになる。他自治体のオンライン宣誓未導入の情報については、確認していない。
委員	自治体間で連携協定ができると良い。人の異動はあること。自治体ごとに条件が異なることは理解しており、課題はあると思うが、自治体間の連携の検討を進めていただきたい。
事務局	自治体間の連携の協定は結ぶ予定である。全国的な連携の話もあるの

	で、連携できればといい思う。
委員	プライバシーに配慮することは、必要だと思う。規定することは必要だと思うが、私たちはパートナーで周りの配慮は要らないという方もいると思う。そういう方たちに対して、配慮しますよということを伝えても、必要ないと言われた場合、どういう対応するのか。
事務局	配慮が必要ないということであっても、別室を用意して宣誓をしていただく予定でいる。
アドバイザー	プライバシーの配慮が必要ないと考えるカップルに対しても、彼らの選択と意志を尊重する事が大切。「プライバシーに配慮した上で」とするのではなく、もし必要であれば「個室を利用可能」などと書き換えることで、すべてのカップルのニーズと意志に対応できるようになる。
委員	ファミリーシップ制度は特別なものではなく、対象になる方たちが普通の恩恵を普通に受けられるようにする制度であるべき。この制度が普通のものとして扱われるべきで、そのような認識が広がる日が来ることを心待ちにしている。この制度がスタートしたとき、実際に何件宣誓されるか想定はしているのか。
事務局	<p>ある調査では3%いるという記事も出ている。そう考えると、8万8千人の3%、その中でもパートナーになってこの証明書が欲しいという方、また、カミングアウトというか、表立ってできないという方もみえるので、実績がない自治体もある。本制度は事実婚も含まれるので、パーセンテージ的には上がると思う。</p> <p>証明書が欲しいが窓口に来づらい方もいる。先ほど委員が言われたオンラインの宣誓は、そういった方のための1つの手法と考えている。アドバイザーの言われる通り、気にされてないカップルの方もみえるので、記載については個室とする。</p> <p>実際に本制度の宣誓を希望される方が何組ぐらいになるかは、制度を運用してみないとわからない。本制度を運用することになったときには、その状況についてもしっかりとご報告させていただく。</p>
委員	新たな制度の導入は、確かに困難を伴うが、社会が多様性を認め、より公平で公正な社会へ進化する機会でもある。これにより市民全体がより安心して生活できる環境が作られる。この制度の導入は必要なステップと言える。
会長	新しい制度を施行すると必然的にさまざまな問題が生じることは避けられないが、その度に改定や付け加えを行うことで、それにあつた形に進化していく。確かに、ファミリーシップ制度は、全ての人が平等に生

	<p>活できることを目指した制度であり、不利益を受ける状況を減らすことを目的としている。そのためには、我々全員がこの制度の真意を理解し、力を合わせて推進していくことが不可欠。そして何よりも、このような制度は、我々全てがより良い生活を送るための工夫として存在する。人々の要望や法律を通じて、全ての人々がよりよい生活ができるように工夫を凝らす、という制度を我々は一緒に推進すべきと思う。私たち全員が力を合わせて、この制度の推進を心から支持していきたいと思う。</p>
委員	<p>パートナーシップ制度とファミリーシップ制度の違いは。</p>
事務局	<p>パートナーシップ制度はカップルを対象とした制度。カップルと子どもを対象としているものもある。ファミリーシップ制度は、カップルと子どもや親等を対象としている。</p>
委員	<p>豊田市は、異性カップルは対象としてない。どう違うのか。</p>
事務局	<p>豊田市は、同性カップルとその3親等の親族を対象としているファミリーシップ制度。異性カップルも対象としたり、子ども等の親族を含んだり、含まなかったりするいろいろな制度がある。</p>
事務局	<p>自治体で要件が違う。本市は同性、異性を含むカップルと3親等の親族が対象。市内に住所を有する方を要件とするが、なるべく広い範囲の対象とした。</p>
委員	<p>どういうふうに理解していいか、わかりにくい点もある。</p>
事務局	<p>こういった制度は、なかなか理解が得られない状況があると思う。本制度を通じて、性の多様性について理解が広がる1つの制度としていきたい。</p>
委員	<p>社会全体が性についての理解を深め、認知を広げ、受け入れる方向に向かっているのは事実。性同一性障害に関する法律の施行に伴い、私たちは性的マイノリティの問題に適確に取り組んできた。性自認、ジェンダーアイデンティティについて、学校では男女混合名簿や学生服の見直しがされてきた経緯がある。時代の流れとともに私たちは性自認を認めていくべきである。この時代の流れを如実に掴んで、積極的にファミリーシップ制度を早期に取り入れていく必要性を私は感じます。</p>
アドバイザー	<p>細かいところで恐縮だが、文言のレベルでいくつか気付いたところがある。</p> <p>第2条の宣誓のところ、「パートナーの2人」というふうに書いてあるが、パートナーはお互いを指す言葉なのでパートナーの2人というより、「ファミリーシップの関係にあるもの同士が互いにパートナーであることを誓う」や「互いにパートナーである」というような形で、言い変</p>

	<p>えた方がいいと思う。</p> <p>第3条の宣誓者、「ただし、双方が互いに事実婚の場合を除く」は、お互いに事実婚のカップルの場合は宣誓できるということなのか。これも「お互いに事実婚の人がいるような場合を除く」みたいに読めなくもないと思った。表現として「宣誓者同士が事実婚の場合を除く」とか、何か言葉を補ったらどうか。</p> <p>第3条の最後、養子縁組。単なる養子縁組でなく、パートナーシップが基礎として養子縁組をした人を除くという趣旨だと思うので、言葉を補ってもいいと思った。</p> <p>第12条「ファミリーシップを解消したときや、転出するときは」というふうに言葉をそろえた方がいいと思う。</p> <p>「受理証明書等が返還されたとき又は返還されたとみなすときは…」ということだが、この「返還されたとみなす」ということをもう少し言葉を補ってもいいと思った。受理証明書の紛失その他やむを得ない理由により返還されたとみなすという趣旨なのか。</p>
事務局	ファミリーシップを解消しても受理証明書を返還しない場合を想定している。
アドバイザー	<p>それもある。もう紛失しているので、返還できないという場合もあると思う。他の自治体はそういうことが書いてあった。</p> <p>第14条宣誓書の保存期間、これは受理証明書が返還された場合は5年間保存するというのでいいか。</p>
事務局	関係が解消されてから5年保存するということ。
アドバイザー	関係が継続している場合の保存期間を書かなくてもいいか。
事務局	継続していれば永年となる。
アドバイザー	「宣誓書の保存期間」というタイトルについて。返還されたときのことを書く場合、「返還された宣誓書の保存期間」というタイトルならわかるが、「宣誓書の保存期間」と書いてあれば、関係が継続している人たちの宣誓書の保存期間というのはどうなるのかという疑問が生まれると思った。
事務局	相談して決めたい。
会長	委員の皆さんの意見をすべて聞いた。それに基づいて、意見を反映するように、まとめていただきたい。
事務局	第3回審議会は、9月30日月曜日午後2時からの予定。
会長	これで2回の人権施策推進審議会を終了する。